

1. 趣旨

近年渇水が頻発していると言われていますが、渇水と呼ばれる状況は、過去10ヶ年間に於いて昭和62年、平成2年、平成6年、平成8年の4回発生しています。

県内においては、取水量の約9割を占める農業用水の利水団体が積極的に番水などの利水調整を行い、取水制限に対して協力してきたことにより、これまでの渇水状況を乗り越えてきました。

本マニュアルは、渇水という不測の事態に備えて、農業用水の効率的な運用を図るとともに農業利水者が一体となった渇水調整を円滑に行ってゆくための一助とするものです。

2. 渇水とは

渇水とは、少雨等により河川の流量やダム貯水量が減少して、利水者の必要な取水量が確保できなくなり、国民生活、都市活動及び生産活動に不便を生じる状態をいいます。

川やダム湖に水がない。

な

●水が干上がった奥平湖ダム

常に渇水の危機にある首都圏
人口や経済活動の集中した首都圏では、3〜5年に一度の割合で渇水発生を繰り返しています。最近では1987年、1992年、そして平成15年にも大きな渇水が発生しました。

私たちが毎日使用する大部分は、川の水に頼っていますが、川の水はいつも一定に流れているわけではなく、梅雨や台風などの季節には増え、冬季などには少なくなる傾向です。そして雨や雪の量が極端に少なくなると、深刻な水不足により暮らしが大きなダメージを受けることにもなりかねません。